

えん

縁でいんぐノート

ENDING NOTE

京都司法書士会 / 京都地方法務局



はじめに

近年、土地や建物といった不動産をお持ちの方が亡くなっても、相続登記がされていないケースが数多く存在しており、「所有者不明土地問題」として、社会問題になっていることを御存じの方も多いかと思います。

不動産について相続登記がされないと、登記簿を見ただけでは、不動産の所有者やその所在を確認することはできません。また、所有者が分からない空き家が増加し老朽化することで家屋の倒壊が危惧されるほか、まちづくりのための公共事業や災害時の復旧復興が進まないといった問題が生じ、何よりも、不動産取引を円滑に行うことが難しくなります。さらに、相続登記がされていない土地は、適切な管理がされていないことが多く、周辺の生活環境の悪化につながっているとの指摘もされています。

そこで、京都司法書士会と京都地方法務局は共同して、これらの問題の発生を未然に防ぐ一方策である相続登記の促進のため、また、令和6年4月1日から、これまで任意であった相続登記が義務化されるのに向けて、皆様に相続登記の重要性や関連する手続を知っていただくために、この「縁でいんぐノート」を作成しました。

内容は、相続・遺言を中心に、必要な情報を分かりやすくご理解いただけるようになっています。

相続した自分の権利を大切にするとともに、ご自身の終活や、これから的人生をより明るく前向きに過ごしていただくため、皆様のお役に立てれば幸いです。

令和5年2月 京都司法書士会・京都地方法務局

ノートの使い方



この冊子の構成について教えて

第1部はエンディングノート



第2部はいざという時のための
「知って安心」な制度についての説明になっているよ



エンディングノートってどうなの?
遺言のような法律的な効力は無いらしいね

でも、入院や介護が必要になった時などの、いざという時の大切なことを書いておけば、自分の希望を伝えられるし
家族や周りの人の負担軽減にもつながるよ



それに、エンディングノートを書くことで
人生の振り返りになったり
今後のライフプラン設計にも役立つね



そうなんだあ～書いてみようかな

気軽に書けるところから書いてみるのが良いよ
書き進めていくうちにこれから準備が必要なことが
自然とわかるようになるよ



遺言書を作ったり、法律的な知識を知りたい時はどうすれば良いの?

その時は第2部をぜひ活用してほしいね



もし相談が必要な時は、司法書士が相談に乗ってくれるから
一度問い合わせてみてね



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



京都司法書士会
イメージキャラクター
「ホウノン」



自筆証書遺言書保管制度
イメージキャラクター
「遺言書ほかんガルー」

これから的人生をより明るく前向きに過ごすために

目 次

第1部 エンディングノートを作成してみよう

第1	わたし自身のこと	2
第2	わたしの財産について	5
第3	これからのわたし	11
第4	わたしの生き後	13

第2部 必要です。「相続登記」

第1	相続～相続登記はしないといけないの?～	18
第2	法定相続情報証明～無料で相続手続が簡単に!!～	22
第3	遺言～相続?争族?トラブル防止のために～	26
	法務局に預けて安心! 自筆証書遺言書保管制度とは!	28
第4	知れば安心 成年後見制度!	29

エンディングノートとは、自分自身に何かあったときに備えて、ご家族が様々な判断や手続を進める際に必要な情報を残すためのノートです。

また、生活の備忘録として、そして、これまでの人生を振り返り、これからの人生を考えるきっかけ作りにも活用していただけます。

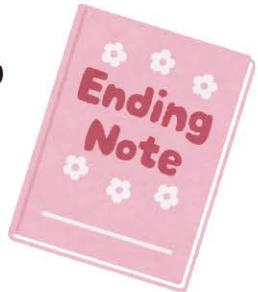
第1部 エンディングノートを作成してみよう

第1部 エンディングノートを作成してみよう

第1 わたし自身のこと (わかるところまで結構です)

不意に事故や病気などで意識を失ってしまうことなども
考えて、できることを準備しておきましょう。

- あなたの基本情報を書き込むページです。
- まず、あなたの名前と右上の「記入日」を書きましょう。
- 書きやすいところから書き始めて結構です。
- 書ききれないときは、メモ欄をご活用ください。



記入日	年	月	日
-----	---	---	---

フリガナ			
名前		生年月日	年 月 日
住所	〒		
本籍			
電話		FAX	
携帯電話			
勤務先 など	名称	所属	
	所在地		
	電話	FAX	

メモ

第1部 エンディングノートを作成してみよう



もしもの時の連絡先 いざというときに連絡したい人、親類や友人、かかりつけ医など

フリガナ		関係	家族(続柄) 親族(続柄) 友人 その他()
名前		連絡先	- - -
住所			
もしもの時の連絡	入院時 する ・ しない ・ どちらでも 葬儀時 する ・ しない ・ どちらでも		
備考			

フリガナ		関係	家族(続柄) 親族(続柄) 友人 その他()
名前		連絡先	- - -
住所			
もしもの時の連絡	入院時 する ・ しない ・ どちらでも 葬儀時 する ・ しない ・ どちらでも		
備考			

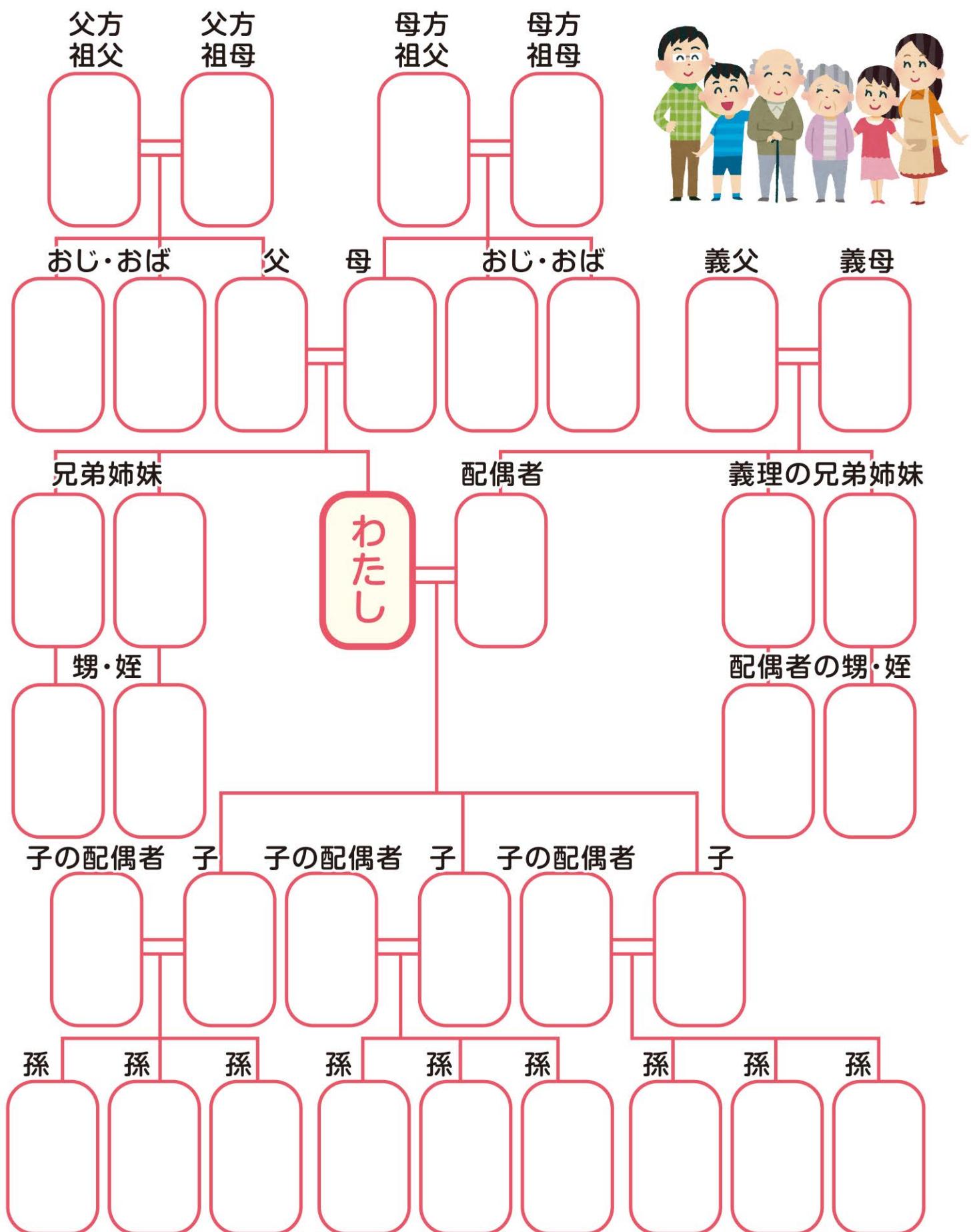
フリガナ		関係	家族(続柄) 親族(続柄) 友人 その他()
名前		連絡先	- - -
住所			
もしもの時の連絡	入院時 する ・ しない ・ どちらでも 葬儀時 する ・ しない ・ どちらでも		
備考			

フリガナ		関係	家族(続柄) 親族(続柄) 友人 その他()
名前		連絡先	- - -
住所			
もしもの時の連絡	入院時 する ・ しない ・ どちらでも 葬儀時 する ・ しない ・ どちらでも		
備考			

フリガナ		関係	家族(続柄) 親族(続柄) 友人 その他()
名前		連絡先	- - -
住所			
もしもの時の連絡	入院時 する ・ しない ・ どちらでも 葬儀時 する ・ しない ・ どちらでも		
備考			

第1部 エンディングノートを作成してみよう

家系図 思い出せる範囲で書いてみましょう!





第2 わたしの財産について

どのような財産を所有しているのか調べてみましょう

どのような財産を所有しているのかを調べて、書き出してみましょう。

不動産(土地・建物)については、法務局が発行する登記事項証明書(登記簿謄本)や市区町村から通知される固定資産税の納税通知書を確認し、複数人で所有(共有)している場合は、自分の持分(所有割合)や誰と共有しているのかについても把握しておきましょう。

また、土地や建物を貸している場合や借りている場合は、契約書の有無、登記の有無等についても確認しましょう。

資料の確認(一例)

目的	必要な書類	問合せ先
土地・建物の名義人を知りたい 地番・家屋番号・面積を知りたい	・登記事項証明書 ・公図、地積測量図	お近くの法務局
自分が所有している土地建物を全て知りたい	固定資産税の納税通知書 固定資産課税台帳、名寄帳	市区町村の固定資産税担当課

MEMO

.....

.....

.....

第1部 エンディングノートを作成してみよう



所有している不動産(土地・建物)を記載しましょう

資料から書き写すのが面倒な場合は、取り寄せた資料をこのノートと一緒に保管しておくだけでも、あとからこのノートを利用して判断や手続をする人の助けになるでしょう。

	所在地	地番・家屋番号	共有名義人及び持分	現在の状況	どう処理したいか
1					
2					
3					

貸し借りしている不動産はありますか？

	所在地	地番・家屋番号	契約期間	契約書
	貸主・借主の氏名	貸主・借主の住所	連絡先	保管場所
1				有・無
2				有・無
3				有・無

第1部 エンディングノートを作成してみよう



所有している不動産(土地・建物)について、
ご家族・相続人等に伝えておきたいことがあれば記載してください。

①近所の人と申合せ事項がある(隣地境界・越境物等)

.....
.....

②建替えについて制約がある

.....
.....

③道路の権利関係が複雑

.....
.....

④地下に埋まっているものがある(他人の上下水道・ガス管等)

.....
.....

MEMO

.....
.....

第1部 エンディングノートを作成してみよう



その他の資産について記載しておきましょう。

預貯金

金融機関名		支店名		預貯金の種類	普通・定期 その他()
口座番号			名義人		
備考	入金 給与・年金・配当・その他() 引落 水道・電気・ガス・電話・NHK・クレジットカード その他()				

金融機関名		支店名		預貯金の種類	普通・定期 その他()
口座番号			名義人		
備考	入金 給与・年金・配当・その他() 引落 水道・電気・ガス・電話・NHK・クレジットカード その他()				

金融機関名		支店名		預貯金の種類	普通・定期 その他()
口座番号			名義人		
備考	入金 給与・年金・配当・その他() 引落 水道・電気・ガス・電話・NHK・クレジットカード その他()				

金融機関名		支店名		預貯金の種類	普通・定期 その他()
口座番号			名義人		
備考	入金 給与・年金・配当・その他() 引落 水道・電気・ガス・電話・NHK・クレジットカード その他()				

金融機関名		支店名		預貯金の種類	普通・定期 その他()
口座番号			名義人		
備考	入金 給与・年金・配当・その他() 引落 水道・電気・ガス・電話・NHK・クレジットカード その他()				

第1部 エンディングノートを作成してみよう



その他の資産について記載しておきましょう。

貸付金

貸した相手	連絡先	金額	返済方法	証明書	備考
				有・無	
				有・無	
				有・無	

生命保険など

保険会社名	保険の種類	被保険者	受取人	証券番号	備考

有価証券・株式

証券会社	支店	口座番号	備考

クレジットカード・電子マネー・ポイントカードなど

カード名称	番号	紛失時の連絡先	備考

その他

自動車・貴金属等	内容	保管場所	備考

第1部 エンディングノートを作成してみよう



デジタルデータはありますか？

デジタルデータを整理して、「重要な情報の格納フォルダやアクセスの仕方」「データの処分方法」等についても、考えておきましょう。

※他人に見られると不正アクセスのおそれがありますので、管理には十分にご注意ください。

携帯電話

契約会社	携帯電話の番号	名義人
携帯電話のパスワード	携帯メールアドレス	備考

パソコン

設置場所など	パスワード	メールアドレス
プロバイダ名	プロバイダの連絡先	備考

SNS等の情報(アカウント・ID・パスワード)

利用サイト名	登録メールアドレス	アカウント・ID	パスワード	備考

オンライン口座(銀行・株式・FX・仮想通貨)や 有料サービス(音楽・動画配信・電子書籍等)の契約情報

利用サイト名	登録メールアドレス	アカウント・ID	パスワード	備考

写真・動画・住所録などの保存データ

データの内容	保管先	アカウント・ID	パスワード	備考



第3 これからわたし

①介護が必要になったとき

●介護の場所などの希望

- 自宅でお願いしたい（家族に ヘルパーに 両方に）
- 病院や施設に入りたい 全て家族の判断に任せます
- その他

●介護について、「してほしいこと」「してほしくないこと」

.....
.....
.....

●介護方針について誰かが決めなければならない場合、誰に決めてほしいか。

住所
氏名
連絡先
続柄

●財産を自分で管理することが難しくなったとき

- 頼める人がいる→ 住所
氏名
連絡先
続柄
- 頼める人がいない→成年後見制度の利用(P.29へ)

第1部 エンディングノートを作成してみよう



②告知や延命治療が必要になった場合は、どこまで行いますか？

●告知について

- ありのまま告知してほしい
- 告知しないでほしい 家族()の判断に任せます
- その他

●延命措置(人工呼吸器や心臓マッサージなど)、 終末医療(痛みや苦痛の緩和)と尊厳死について

- 回復の見込みにかかわらず、延命治療をしてほしい
- 回復の見込みがなければ、延命治療はしないでほしい
- 延命よりも苦痛の緩和を優先して決めてほしい
- 尊厳死を希望する(書面がある場合の保管場所など:)

●ご自分で医療上の判断ができなくなったとき

医療上の判断を次の者に委ねたい

住所
氏名
間柄
連絡先

●最後の時はどこで迎えたいですか？

- 自宅 病院 施設 その他()
- 家族等の負担にならないことを優先して決めてほしい
- 家族等と十分な時間を過ごせることを優先して決めてほしい

第1部 エンディングノートを作成してみよう



第4 わたしの亡き後

①葬儀のこと

●葬儀の実施について

してほしい してほしくない 家族に判断を任せます その他

●葬儀の規模

密葬 家族葬 一般葬 社葬 直葬(火葬) その他

●葬儀の宗教について

仏教(宗派)) キリスト教 神道
その他() 無宗教

●菩提寺

名称	宗派
住所	電話

●葬儀の業者や会場について

会員になっている(業者名) / 連絡先)
生前予約している(業者名) / 連絡先)
特に考えていない その他

●葬儀の費用 用意していない わたしの預貯金を使ってほしい

●その他葬儀について伝えておきたいこと(戒名や喪主など)

.....
.....
.....
.....

第1部 エンディングノートを作成してみよう



②お墓について

●希望する埋葬方法

- 先祖代々の墓に納骨してほしい 新しい墓へ納骨してほしい
- 既に墓を購入している 永代供養にしてほしい
- 散骨 樹木葬
- 家族に判断を任せます その他

●お墓のある人は、お墓の場所を記入しましょう

名称		連絡先	
所在地			
墓地使用権者			
備考			

●お墓の費用

- 支払い済み わたしの預貯金を使ってほしい

●その他、お墓について伝えておきたいこと(お墓のデザイン、墓碑銘など)

.....

.....

.....

.....

.....

.....



第1部 エンディングノートを作成してみよう

大切な家族や友人、お世話になった人へ伝えたい言葉や感謝の気持ちなど、自由にメッセージを書いてみましょう



.....
.....
.....

自分のエピソードや、懐かしい思い出、忘れられない記憶など
心に残っていることを書いてみましょう

子供の頃

.....
.....

学生の頃

.....
.....

社会人の頃

.....
.....

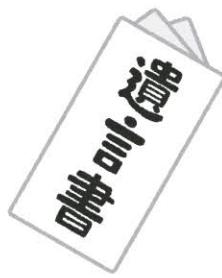
退職してから

.....
.....

最近について

.....
.....

第1部 エンディングノートを作成してみよう



③遺言書について

●遺言書を作成しているか

- 作成している (自筆証書 公正証書 その他)
作成していない

●遺言書の保管場所

- 自宅(場所)
貸金庫(金融機関名 / 支店)
人に預かってもらっている
(保管者氏名 / 連絡先)
法務局で保管している
(保管番号)

●遺言書の作成や相続について依頼や相談している専門家

事務所名		連絡先	
職業	<input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> その他		
氏名			
所在地			
依頼 相談内容			

●その他(相続人に関する希望など)

.....
.....
.....
.....
.....
.....



第1部 エンディングノートを作成してみよう

ご自身の相続をスムーズに進めるために

相続手続きをスムーズに進めるために必要なことをまとめました。

ご不明な点等がありましたら、お近くの司法書士または法務局までご連絡ください。

現状または予定

必要なこと

- 相続登記がされていない
- 相続財産が未分割であることがわかった

[18ページへ >](#)

- 遺言書の作成を検討している

[26ページへ >](#)



第2部 必要です。「相続登記」

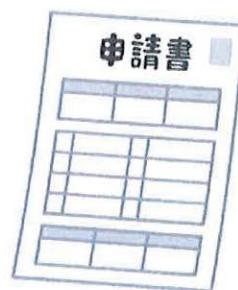
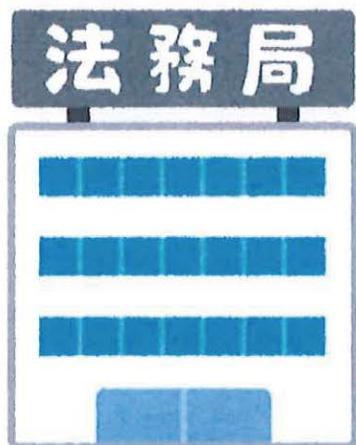
第1 相続～相続登記はしないといけないの？～



相続登記は必要です!!

土地や建物を所有していた方が亡くなられて相続が発生した場合、「相続による所有権の移転の登記」を法務局に申請することになります。

申請をせずに放っておくと新たな相続が発生し、相続登記の手續がますます難しくなってしまいます。また、不動産登記法の改正により、令和6年4月1日から、相続登記の申請をすることが義務付けられます。



相続登記の申請の義務化(令和6年4月1日施行)

相続登記の申請義務についてのルール

- 基本的なルール

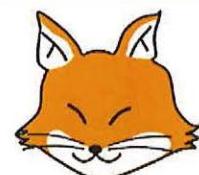
相続（遺言も含みます）によって不動産を取得した人は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

- 遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

※ 正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

令和6年4月1日より前に所有権の登記名義人について
相続の開始があった場合にも適用されるよ。



「被相続人の死亡を知った日」からではないから、
不動産取得を知らなければ3年の期間はスタートしないよ！



相続登記は、時間が経つほど相続人が増えて、手續が難しくなってしまうことがあります。

詳細は法務省HPのQRコードから



第2部 必要です。「相続登記」

こんな場合にも相続が困難になる場合があります。

例えば…

あなたと配偶者との間に子どもがなく、また、あなたの親も他界している場合、あなたの相続人となり得るのは、配偶者及びあなたの兄弟姉妹となります(26ページ参照)。

残された相続人間が友好な関係である場合には問題はないのですが、あなたが亡くなつたことにより、配偶者とあなたの兄弟姉妹とが疎遠になることは十分あり得ます。

そんな中、残された配偶者があなたの兄弟姉妹に相続手続の協力をお願いするのは難しいものです。



一般的な相続手続には相続人全員の協力が必要となっています。

あなたの築き上げた財産によって、「相続人」が「争族人」となってしまう可能性も！！

では、あなたが生存中に何かできないのか・・・・

できます！！

遺言書をご利用ください！！

遺言書のページ(27ページ)へ



“争族人”

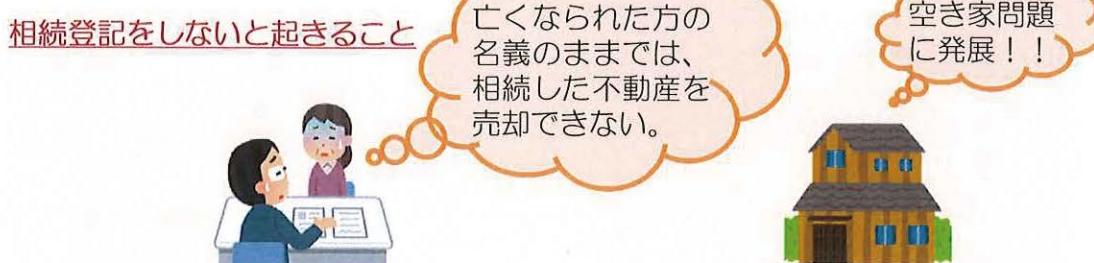


相続人

第2部 必要です。「相続登記」

○相続登記がされていない不動産があると・・・

- ・相続した不動産をすぐに売却できない、不動産を担保に借入れができない。
- ・適切な管理がされない空き家が増加する。
- ・まちづくりのための公共事業が進まないなどの所有者不明土地問題の要因となる。



相続登記に必要な主な書類は？

		必要書類	取得先
被相続人 (亡くなった方) の		出生から亡くなるまでの連続した戸籍・除籍謄本（戸籍記録事項証明書） ※「法定相続情報証明」を提出すれば、戸除籍謄本は不要（22～23ページ参照）	被相続人の本籍地の市 区町村役場
		住民票の除票	被相続人の最後の住所 地の市区町村役場
相続人全員の		現在の戸籍謄抄本 (戸籍記録事項証明書)	各相続人の本籍地の市 区町村役場
		住民票の写し (本籍地の記載のあるもの)	各相続人の住所地の市 区町村役場
遺産分割した場合 (相続人全員で話し合いをする場合)		遺産分割協議書	—
		相続人の印鑑証明書	各相続人の住所地の市 区町村役場
遺言書がある場合	公正証書 遺言書	公正証書遺言書の正本又は謄本	公証役場
	自筆証書 遺言書	(自宅で保管している場合) 自筆証書遺言書及び家庭裁判所の検認証明書 (法務局に預けている場合) 遺言書情報証明書 ※「自筆証書遺言書管理制度」を利用した場合 (28ページ参照)	家庭裁判所 法務局

登記申請書及び必要書類
の詳細は法務局HPのQRコードから



第2部 必要です。「相続登記」

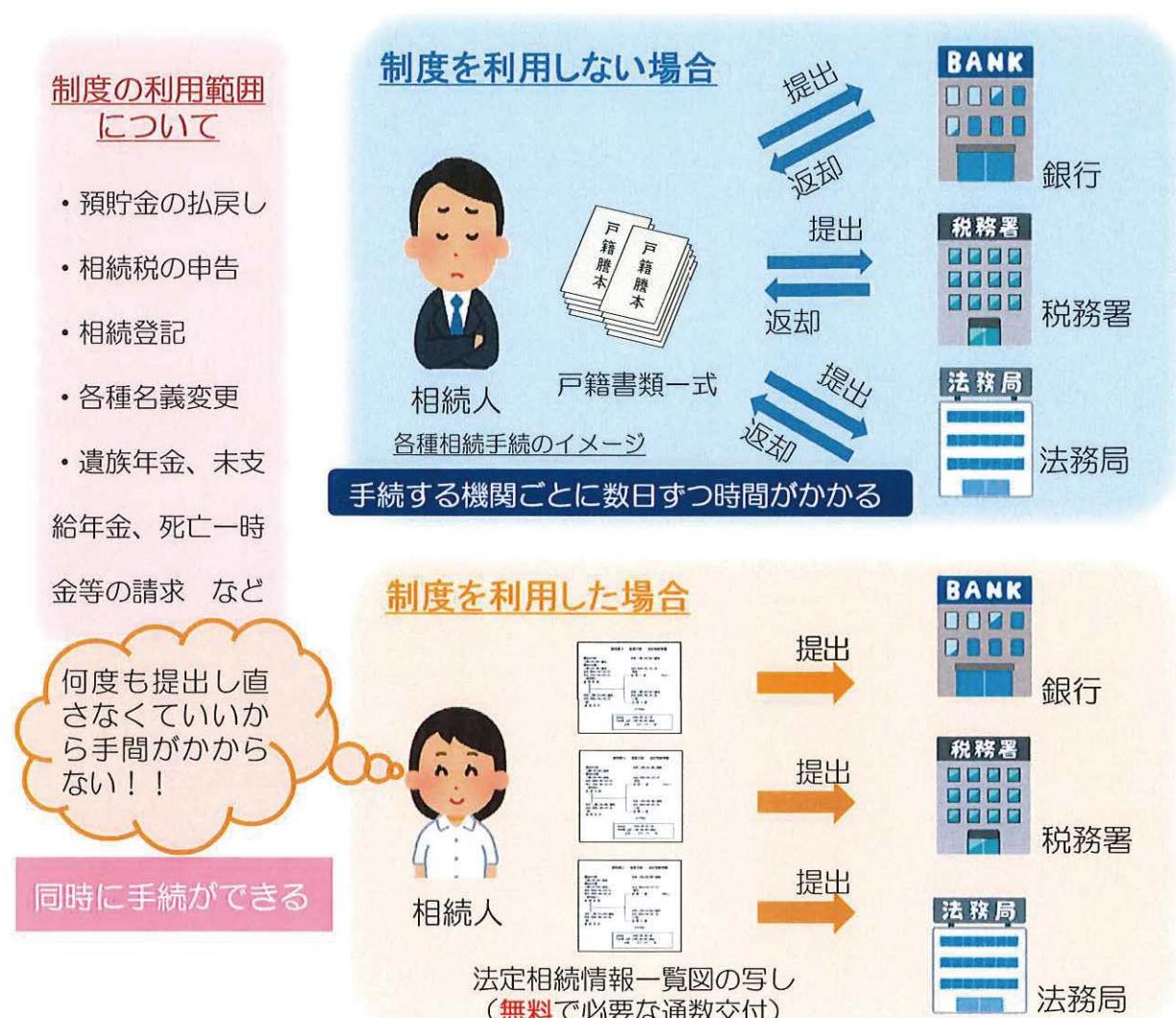
第2 法定相続情報証明～無料で相続手続きが簡単に！！～

法定相続情報証明制度とは？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に戸籍謄本等の必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明する制度です。

制度の利用で相続手続きが簡単に!!

法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数の交付を無料で受けることができるため、各種相続手続をするに当たって、従来のように、戸籍謄本等の束を繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続することが可能です。



第2部 必要です。「相続登記」



相続人が法務局に、以下の必要書類を申出書に添付して、申出します。

登記官が内容を確認後、法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを**無料**で必要通数交付します。

法定相続情報一覧図の保管期間中（5年間）は、再交付を受けることができます。

	必要書類	取得先
被相続人の 全員の	出生から亡くなるまでの連続した 戸籍・除籍謄本(戸籍記録事項証明書)	被相続人の本籍地の市区町村役場
	住民票の除票	被相続人の最後の住所地の市 区町村役場
相続人 全員の	現在の戸籍謄抄本(戸籍記録事項 証明書)	各相続人の本籍地の市区町村 役場
申出人の	氏名・住所を確認することができる 公的書類(住民票)	申出人の住所地の市区町村役場
	法定相続情報一覧図(下図) 申出人が作成し、提出する。	—

※別途、書類が必要となる場合があります。

例：相続人の住所を記載する場合は、各相続人の住民票が必要となります。

法定相続情報一覧図（記載例）

被相続人 法務太郎 法定相続情報	
最後の住所 ○県○市○町○番地	住所 ○県○市○町○番地
最後の本籍 ○県○市○町○番地	出生 昭和〇年〇月〇日 (長男)
出生 昭和〇年〇月〇日	法務一郎 (申出人)
死亡 令和〇年〇月〇日 (被相続人)	
法務太郎	
住所 ○県○市○町○番地 出生 昭和〇年〇月〇日 (妻)	住所 ○県○市○町○番地 出生 昭和〇年〇月〇日 (二男)
法務花子	法務二郎
以下余白	
作成日： 令和〇年〇月〇日 作成者： 住所 ○県○市○町○番地 氏名 OO OO	

制度を利用する タイミングはいつ？



相続が開始後、
「すぐ」
の利用がオススメで
す。戸除籍謄本等を
提出する先が多い相
続ほど、御利用いた
だくメリットが高く
なります。

相続土地国庫帰属制度…はじまります!

「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号)」により、令和5年4月27日から、相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る)により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることができます。ただし、管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれ考慮して、一定の要件を設定し、法務大臣が要件を審査することとなります。

審査には審査手数料が必要となるほか、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金が必要となります。

詳細は法務省HPのQRコードから



第2部 必要です。「相続登記」

手続イメージ

① 承認申請



【申請権者】

相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地を取得した者

※共有地の場合は共有者全員で申請する必要あり

② 法務大臣（法務局）による

要件審査・承認



- 実地調査権限あり
- 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる
- 運用において、国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用の機会を確保

③ 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

④

国 庫 帰 属

その他（メモ）

第2部 必要です。「相続登記」

第3 遺言～相続？争族？トラブル防止のために～

いったい誰が相続人？～相続人と法定相続分～

相続順位

法定相続人と法定相続分

第1順位 子どもがいる場合	配偶者 	1/2	子ども  1/2 ※人数で分割
第2順位 子どもはないが 親がいる場合	配偶者 	2/3	親  1/3 ※人数で分割
第3順位 子どもも親もない が、兄弟姉妹が いる場合	配偶者 	3/4	兄弟姉妹  1/4 ※人数で分割



- ・配偶者は常に相続人となります。
- ・配偶者がいない場合は、上記の相続順位に従って相続します。
- ・相続人となる子や兄弟姉妹が既に死亡している場合には、代襲相続により、その子（被相続人にとっての孫やおい・めい）が相続人となります。
- ・昭和55年12月31日以前に開始した相続については、法定相続分が上記の表と異なりますので、ご注意ください。

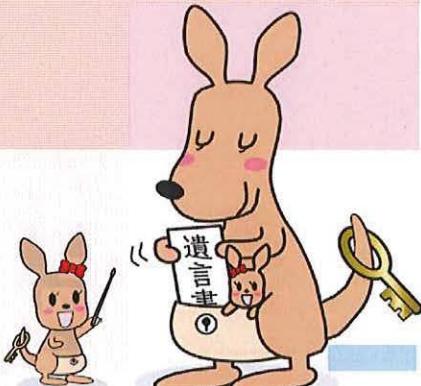
第2部 必要です。「相続登記」

遺言書～きちんと伝えたい、大切な人へのメッセージ～

遺言書とは、誰にどの財産をどれだけ相続・遺贈させたいかを指定し、その指定に法的効力を持たせるものです。法律にのっとって作成された遺言書の記載は、**法定相続分のルールに優先します**。そのため遺言書は、ご自身の財産をご家族や受遺者へ確実に託し、相続をめぐる紛争を防止するための有用な手段です。

どちらにする？～自筆証書遺言と公正証書遺言～

遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの形式があります。このうち、一般的によく利用される自筆証書遺言と公正証書遺言について、その違いを表に示しました。

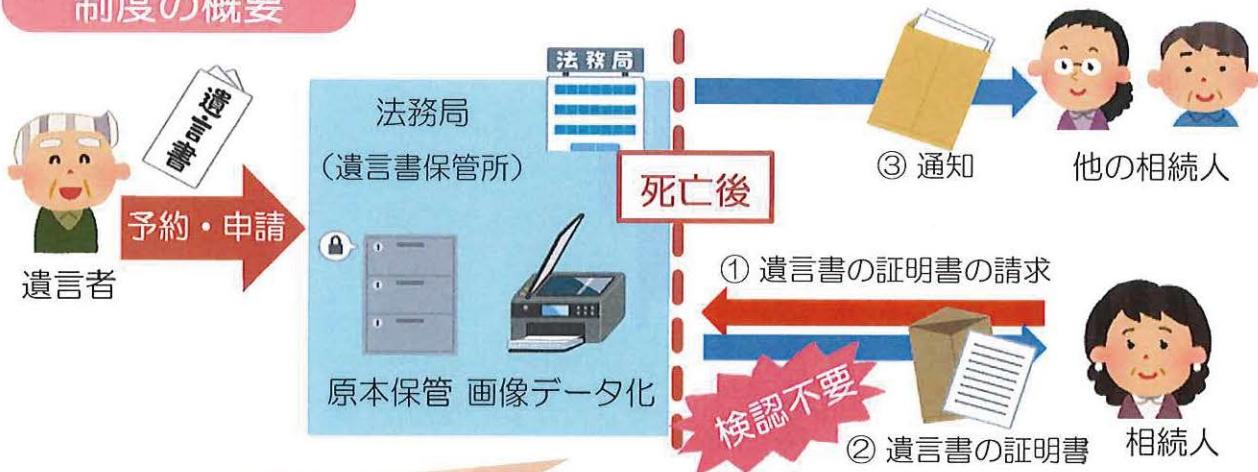
	自筆証書遺言		公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文・日付・氏名を自書し、捺印する		遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授し、公証人が書面にする
証人の要否	不要		証人2名の立会いが必要
保管場所	自宅等	法務局	公証役場
保管方法	原本を保管	原本及びデータを 厳重保管	原本を 厳重保管
手数料	不要	保管料3,900円のみ	財産の価格に応じ、公証人手数料令で定められた額
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要
メリット	・作成に手間や費用がかからない	・作成に手間や費用がかからない ・紛失や改ざんのおそれがない ・遺言者の死亡後、通知制度あり (28ページ参照)	・無効な遺言書になりにくい ・紛失や改ざんのおそれがない
デメリット	・内容に不備があると無効になるおそれがある ・紛失、改ざんのおそれがある ・相続人に発見されないおそれがある	・内容に不備があると無効になるおそれがある	 遺言書ほかんガルー

第2部 必要です。「相続登記」

法務局に預けて安心! 自筆証書遺言書保管制度とは!

令和2年7月10日から、自筆証書遺言書を全国の法務局（本局・支局・一部の出張所）で保管する制度、「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

制度の概要



メリットは??

- ・3,900円で長期保管します。
- ・家庭裁判所での検認が不要です！
- ・遺言書が紛失・亡失するおそれがなくなります！
- ・遺言者の死後、相続人等に遺言書が保管されていることを法務局から通知します。

相続開始後は??

- ・相続人等は遺言書の証明書の請求や、遺言書の閲覧等ができます！
- ・相続人等が遺言書の証明書の交付を受けたり、閲覧をすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人に通知します！

あなたの最後の意思表示が確実に伝わります！

相続トラブルを防ぎ、相続手続が円滑に進みます！

手数料

遺言書の保管の申請	3,900円
遺言書の閲覧の請求	1,400円（モニターでの閲覧） 1,700円（原本の閲覧）
遺言書情報証明書の交付請求	1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	800円

自筆証書遺言書保管制度の
詳細は法務局HPのQRコード
からご覧ください



※1通（回）あたりにかかる手数料

第4 知れば安心 成年後見制度！

成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選任し、本人を法律的に支援する制度のことです。

法定後見制度とは？任意後見制度とは？

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて、家庭裁判所が適切な成年後見人等（成年後見人・補佐人・補助人）を選任し、選任された成年後見人等については、東京法務局で成年後見の登記がされます。

一方、任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、療養看護や、財産管理に関する事務について代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものです。

法定後見制度

既に判断能力が不十分な場合

後見



判断能力が欠けて
いるのが通常の状態

保佐



判断能力が
著しく不十分

補助



判断能力が
不十分

任意後見制度

将来、判断能力が不十分に
なったときに備える場合



判断能力があるうちに、
任意後見人を選んでおく

家庭裁判所に申立て

公正証書で契約

第2部 必要です。「相続登記」

成年後見制度の利用に必要な費用は?

法定後見制度

申立手数料	800円（注1）
登記手数料	2,600円
その他	連絡用の郵便切手（注2）、鑑定料（注3）、添付書類（注4）の取得に必要な費用 など

(注1) 保佐人や補助人に代理権の付与や同意権に関わる事項を追加する場合、申立てごとに別途800円が必要になります。

(注2) 申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。

(注3) 本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行う場合があります。鑑定料はほとんどの場合、10万円以下となっています。

(注4) 申立てには、戸籍謄本、登記事項証明書、診断書などの書類が必要であり、これら入手するための費用も別途かかります（必要書類については申立てをされる家庭裁判所にご確認ください。）。

任意後見制度

公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円

(※) このほか、本人らに交付する正本等の証書代や、登記嘱託書郵送用の切手代、任意後見監督人選任の申立て費用等が必要になります。

なお、公正証書に関するお問い合わせは、公証役場にお願いします。

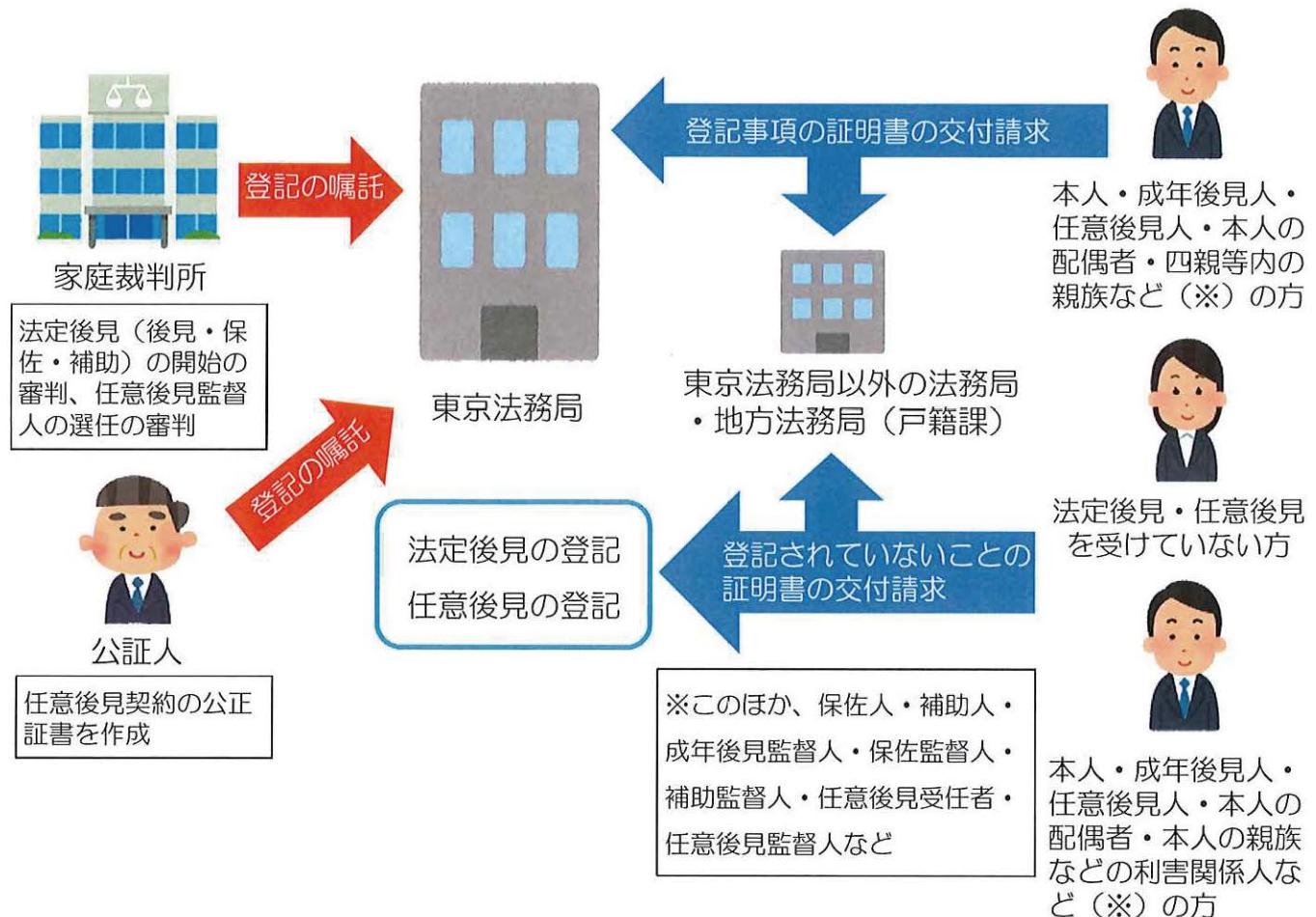
成年後見登記って?

成年後見登記は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを家庭裁判所、公証役場からの手続（申請嘱託）により、東京法務局後見登録課で登記（登録）するものです。

この登記がされることによって、成年後見制度を利用していることを証明した登記事項証明書の交付を受けることができるようになります。

なお、成年後見制度を利用していない方は、自身について成年後見登記がされていないことの証明書の交付を受けることができます。

第2部 必要です。「相続登記」



登記事項の証明書・登記されていないことの証明書を取るには？

必要書類

- 申請書（最寄りの法務局または法務省のHPからお取り寄せください。）
- 本人確認書類（免許証・保険証など）
- 委任状（委任による代理人からの請求の場合）
- 戸籍謄抄本・住民票（親族からの請求の場合）

手数料

- 登記事項の証明書
1通につき550円
- 登記されていないことの証明書
1通につき300円

成年後見制度の詳細は、
法務局HPのQRコード
からご覧ください



請求先

○窓口

- 東京法務局民事行政部後見登録課
- 全国の法務局・地方法務局戸籍課

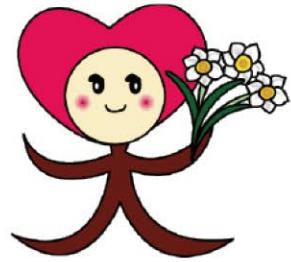
○郵送

〒102-8226
東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課

郵送での請求は東京法務局
のみでの取扱いになります

法務局のお問合せ先

「縁でいんぐノート」でご紹介した内容について、ご不明な点がありましたら、京都地方法務局の以下の連絡先にお問い合わせください。



京都地方法務局のお問合せ先

京都地方法務局 イメージキャラクター
「ほっぴーちゃん」

	相続登記・法定 相続情報証明	自筆証書遺言書 保管制度	成年後見制度	電話番号
本局	○ (不動産登記部門)	○ (供託課)	○ (戸籍課)	075(231)0131 (代表)
宇治支局	○	○	—	0774(24)4121 (相続登記、法定相続情報証明 に関するお問合せ) 0774(24)4122 (自筆証書遺言書保管制度に に関するお問合せ)
園部支局	○	○	—	0771(62)0380・0208
宮津支局	○	○	—	0772(22)2561
京丹後支局	○	○	—	0772(62)0365
舞鶴支局	○	○	—	0773(76)0858
福知山支局	○	○	—	0773(22)3043・1293
嵯峨出張所	○	本局供託課へ お問い合わせください。	—	075(861)0742
伏見出張所	○	本局供託課へ お問い合わせください。	—	075(645)6726
木津出張所	○	宇治支局へ お問い合わせください。	—	0774(72)0265

京都地方法務局の
ホームページはこちら >



司法書士無料法律相談

相談場所はいずれも京都司法書士会館です。

※予約受付時間 平日 9:00~17:00(土曜日 9:00~12:00)まで

相談は無料
秘密厳守いたします
お電話にてご予約ください
予約電話番号
075-255-2566

登記・法律相談

業務に関するどんなご相談でも

不動産の名義を
かえたいがどうすれば…

不動産登記

土地や建物の保存、売買、贈与
相続、担保の設定・抹消など

毎週/月～金曜日 15:00～17:00

土地や建物、相続、契約、会社の登記に関する事、
遺言書の作成などについてご相談ください。

会社・法人をつくりたいが
どうすれば…

商業・法人登録

会社・各種法人・組合などの設立、役員
その他の変更、増資、本店移転、解散など

お金を貸したが返済してもらえない…

裁判所・検察庁への書類作成 簡易裁判所における訴訟代理等

支払い督促・調停・訴訟・民事再生・破産・保全処分
競売・家庭裁判所の調停・審判・告訴など

多重債務・ 消費者トラブル相談

悪質商法・消費者トラブル、クレジットカード
サラ金問題で困ったら

毎週/土曜日 10:00～12:00

毎週/月・水・金曜日 15:00～17:00

クーリングオフがしたい、返ってくるはずの敷金を請求
したいなど、消費者トラブルについてご相談ください。
過払い金の返還や任意整理、破産、個人民事再生
手続、特定調停などの借金の法的解決についてご相談
ください。

成年後見相談

高齢者等の財産についての
管理・処分に悩んだら

毎週/土曜日 10:00～12:00

【成年後見制度とは】

判断能力が不十分な方々を法律面や生活面で
保護したり、支援したりする制度です。将来に
備えて支援の内容を決めておくこともできます。
※(社)成年後見センターーガルサポートに所属する司法書士が担当

夜間相談

昼間にお越しいただけない方に
登記・多重債務・法律相談

毎週/木曜日 19:00～21:00



京都司法書士会では、総合相談センター
「みちしるべ」を開設しています。

みちしるべ 京都丹波町

相談場所 道の駅丹波マーケス コミュニティホール

相談日時 第1・第3土曜日 13:00～16:00
(祝日、年末年始除く)

みちしるべ 舞鶴

相談場所 舞鶴市西駅交流センター

相談日時 第2・第4金曜日 15:00～17:00
(祝日、年末年始除く)

※毎年1月・2月は相談会の開催はございません。

みちしるべ 峰山

相談場所 峰山地域公民館

相談日時 第2・第4木曜日 15:00～17:00
(祝日、年末年始除く)

※毎年1月・2月は相談会の開催はございません。

みちしるべ 福知山

相談場所 NPOプラザ福知山

相談日時 第1・第3木曜日 15:00～17:00
(祝日、年末年始除く)

※毎年1月・2月は相談会の開催はございません。

京都司法書士会の
ホームページはこちら



MEMO

～あなたの“おもい”つなぎます～

京都司法書士会

〒604-0973 京都市中京区柳馬場通夷川上ル五丁目232番地の1

TEL:075-255-2566

京都地方法務局

〒602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197

TEL:075-231-0131

